

令和3年度
粥見住民協議会総会
粥見住民自治協議会設立総会
(書面議決)

粥見住民協議会総会並びに粥見住民自治協議会設立総会次第

1 開会宣言

2 会長挨拶

3 来賓祝辞

4 議長選出

5 議事録署名人の選出

6 議題

粥見住民協議会総会

第1号議案 令和2年度 事業報告と承認について

第2号議案 令和2年度 収支決算報告と承認について及び監査報告

第1号報告 粥見住民協議会解散について

粥見住民自治協議会設立総会

第1号議案 粥見住民自治協議会会則 の承認について

第2号議案 運営委員会委員等選任 の承認について
新会長挨拶

第1号報告 粥見住民自治協議会地域計画について

第3号議案 令和3年度 事業計画 の承認について

第4号議案 令和3年度 収支予算 の承認について

7 議長解任

8 その他

- ・防犯灯、掲示板設置助成事業について
- ・地域活動、伝統行事支援事業について
- ・こども育成事業について

9 閉会のことば

令和2年度 粥見住民協議会事業報告書

当協議会では、若者と高齢者が共存できる町づくりを目指し、地域住民の安心・安全を第一に考え、住み良い地域づくり、また交流支援を中心とした事業活動を計画しておりましたが、コロナ禍にあって一部の事業を中止し、他の事業に振り替えて実施しました。

1 地域振興事業

- ①地域活動支援事業・・・地域活動等に対し支援（道路清掃・草刈り）
- ②伝統行事支援事業・・・地域の伝統行事等に対し支援（春祭り等）
地域活動支援事業と伝統行事支援事業で11自治会へ助成
- ③環境美化活動事業・・・花いっぱい運動を実施（県道沿にパンジー苗を植栽）本郷老人会の皆さん
- ④掲示板設置助成事業・・・掲示板設置（修膳）に助成 1自治会
- ⑤防犯灯設置助成事業・・・取替13灯（11自治会）助成
- ⑥あんしん安全事業・・・防犯カメラの設置（1ヶ所）上相津地区

2 福祉事業

- ①世代間交流活動事業・・・子どもとお年寄りのグランドゴルフ大会予定（新型コロナ禍で中止）
- ②地域間交流事業・・・グランドゴルフ大会を実施 参加者：85名（飯南グランドにて）
- ③若者定住推進活動事業・・・新生児にあんよスタンドの進呈（7名に進呈）
- ④団体活動啓発事業・・・こども サロン対象にバルーン教室を開催予定（新型コロナ禍で中止）
- ⑤敬老会活動支援事業・・・「かゆみ地域交流会」を粥見小学校体育館で開催予定（新型コロナ禍で中止）
代わりに高齢者（75歳以上）の489人の方々にお祝品（赤飯）を自治会様のご協力の下配付

3 教育文化事業

- ①健康づくり普及啓発事業・・・団体へ助成金交付
 - ・防災提携をしている3施設にクリスマス時期に入所者の皆さんの健康を祈願し慰問。手指消毒用アルコール液を寄贈。
 - ・粥見小学校へ新型コロナ対策として体温計を寄贈
 - ・各地区的集会所へ手指消毒用アルコール液を配付。
- ②こども育成事業・・・令和3年度の地域の新小学1年生へ記念品を贈呈（粥小15名（内有間野地区0名）柿小1名）
子供会活動に助成金交付（2子ども会）
粥見小学校へ新型コロナ対策として子ども用マスク、ゴム手袋を寄贈
- ③飯南高校支援事業・・・飯南高校活性化の取組への支援・助成（高校紹介のバックパネル）

4 広報活動事業

本会の会員の皆様方に、活動状況のお知らせや地域の様子などみんなで情報を
分かち合っていくため、広報紙を3回発行

5 事務事業

月水金の午前9時～12時まで事務局を開局
当協議会の日々の事務処理・市開催の研修会等に参加
当協議会の運営委員会の開催（4回開催）

6 その他

幸せの黄色いレシートキャンペーンで16,000円分の商品券を「ミセスマート」様よりいただき、商品券は当協議会の活動費に充当。

令和2年度 粥見住民協議会収支決算報告書

(収入)

単位 円

科 目	予算額	決算額	事業 番号	収 入 内 訳
前年度繰越金	184,683	184,683		
市 付 金	1,920,000	1,768,862		交付金 1,496,000 敬老事業 340,000 ふるさと納税 84,000 計 1,920,000 - 返還金 151,138 = 1,768,862(実交付額)
会 費	30,000	30,000		3法人会員 各 10,000
助 成 金	100,000	100,000		社会福祉協議会(花いっぱい運動等)
雑 収 入	15,317	16,006		黄色いレシート 16,000 預金利息 6
収入合計	2,250,000	2,099,551		

(支 出)

科 目	予算額	決算額	事業 番号	支 出 内 訳
地域振興部会	790,000	612,805		
地域活動支援事業	230,000	78,862	1	道路清掃・草刈り等地域活動への助成
伝統行事支援事業	50,000	30,000	2	春まつり等伝統行事への助成
環境美化活動事業	45,000	46,943	3	花いっぱい運動 県道沿いにパンジーを植栽
掲示板設置助成事業	20,000	20,000	4	掲示板助成
防犯灯設置助成事業	260,000	250,000	5	防犯灯の取換えに助成
あんしん安全事業	185,000	187,000	6	防犯カメラ設置
福 祉 部 会	437,000	404,194		
世代間交流活動事業	20,000	0	7	子どもとお年寄りのグランドゴルフ大会(新型コロナ禍で中止)
地域間交流事業	30,000	31,462	8	グランドゴルフ大会(飯南グランドにて85人参加)
若者定住推進活動事業	20,000	27,090	9	あんよスタンドを贈呈
団体活動啓発事業	22,000	0	10	バルーン教室((新型コロナ禍で中止))
敬老活動支援事業	345,000	345,642	11	高齢者(75歳以上)にお祝品を贈呈
教育文化部会	160,000	201,136		
健康づくり普及啓発事業	40,000	87,231	12	団体への助成・施設慰問・小学校へ体温計寄付・集会所へ消毒液配付
こども育成事業	50,000	43,905	13	新一年生記念品 子ども会活動への助成 小学校へマスク等寄付
飯南高校支援事業	70,000	70,000	14	飯南高校の活性化の取組への助成
広報活動事業	2,000	100		
広報発行	2,000	100	15	住民協議会だより (3回)
事 務 事 業	681,000	704,919		
人件費	600,000	600,000	16	非常勤2名分
印刷製本	5,000	1,810		印刷・用紙代等
通信費	20,000	6,860		切手 ハガキ プリペイド携帯チャージ等
会議費	8,000	7,932		会議用お茶
消耗品費	25,000	22,195		事務消耗品
旅費	20,000	59,000		旅費交通費
雜費	3,000	7,122		災害保険料 振込手数料等
予備費	180,000	0		
支出合計	2,250,000	1,923,154		

収入 - 支出 = 176,397

次年度繰越

監 査 報 告 書

令和2年度粥見住民協議会収支決算について、去る4月29日
に諸帳簿等を監査した結果、すべて適正に処理されていましたの
で、ここに報告いたします。

令和3年 5月 14日

監事 山本治 

監事 中谷道久 

第1号報告

粥見住民協議会の解散について（報告）

平成22年6月12日に設立された粥見住民協議会は、令和3年4月1日からの自治会と住民協議会の一本化に伴い、新たに会則を設け粥見住民自治協議会を設立、その業務等の全てを粥見住民自治協議会に移行し、粥見住民協議会は解散することを報告します。。

令和3年5月14日

粥見住民協議会 会長 中山 一男

次ページからは
粥見住民自治協議会設立総会関係資料です。

自治会と住民協議会の一本化により

これまで地域での諸活動等は、松阪市内の各自治会と 43 の住民協議会がそれぞれの組織で別々に行ってきましたが、住民協議会単位での一本化により組織がスリム化され、各自治会は新しい「住民自治協議会」の自治会部会として諸活動に取り組んでいただくことになります。

新「粥見住民自治協議会」としてスタートし始めるところですが、今後の運営等につきましても、今まで同様皆様のご協力をお願いします。

粥見住民自治協議会

第1号議案

粥見住民自治協議会会則

(名称及び所属)

第1条 この会は、「粥見住民自治協議会（以下、「本会」という。）」と称し松阪市住民自治協議会連合会（以下、「連合会」という。）の飯南ブロックに属する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の連帯と責任に基づき、持続的な協働の地域づくりを進め、次の各号に掲げる地域社会を形成することを目的とする。

- (1) 地域課題に対応し、心が通う誰もが住みよい地域をつくる
- (2) 住民一人ひとりがまちづくりに参画できる活力ある地域をつくる
- (3) 行政と地域が一体となり、まちづくりができるよう情報共有の図れる地域をつくる

(地区の範囲及び会員)

第3条 本会の構成する地区の範囲は、粥見地区と向粥見地区とし、同地区内に居住する住民、同地区内で事業活動する団体及び事業所をはじめ、地区で活動する自治会を会員とする。

(組織及び事務局)

第4条 本会は、総会、役員会、部会、運営委員会をもって構成する。

本会の事務局は、松阪市飯南町粥見3950番地（飯南地域振興局別棟）に置く。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、当地域計画に基づき次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 住民相互のふれあいの場を設け、親睦と交流の増進を図る活動
- (3) 地区住民の福祉向上を図る活動
- (4) 地区住民の知識と教養を高める文化活動
- (5) 青少年の健全育成を図る活動
- (6) 地区住民のスポーツ振興と健康の増進を図る活動
- (7) 防災に関する情報提供と防災活動
- (8) 生涯学習等公民館活動に関する事業
- (9) 地域計画の策定に関する事業
- (10) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること

(代議員)

第6条 本会に代議員を置き、定数を60名以内とする。

2 代議員は、各自治会長、運営委員会で選出した各種団体・事業所の長または代表者、及び運営委員会で選出した者とする。ただし、畠井三郷については、総代も含むものとする。

3 代議員は、総会に出席し提案された議案について審議決定する。

(部会)

第7条 本会に地域振興部会、福祉部会、教育文化部会（公民館事業を含む）、自治会部会を置く。部会は、会員から選出された者で構成し、第2条の目的を達成するべく事業の企画、調整及び執行を担う。そのために次の各号について審議するものとする。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること。
- (3) 自治会部会は基本協定に関すること。
- (4) その他部会運営に関すること。

(部会長、副部会長)

第8条 本会は、部会毎に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長、副部会長は会員の中から運営委員会でそれぞれ1名選出し、本人の了承を得て会長はこれを総会に報告し承認を得る。但し、自治会部会は副部会長を2名とする。

(役員および役員会)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名、 副会長 3名、 書記 1名、 会計 1名
- 2 会長、副会長、書記及び会計は、運営委員会で選出し、本人の了承を得て会長がこれを総会に報告し承認を得る。
- 3 副会長は、上郷区長、下郷区長、向粥見区長とする。但し、区長が会長に就くことを妨げない。
- 4 役員は正副部会長を兼ねることが出来る。
- 5 役員会は、総会に付議すべき事項、総会の議決した事項の執行に関する事項、緊急を要する事項、その他会務の執行に関する事項を審議決定し運営委員会に諮る。

(運営委員会)

第10条 本会に、運営委員会を置く。

2 役員、部会長及び副部会長で構成し役員会、部会で審議した事項について審議決定する。

(連合会の代議員)

第11条 連合会の代議員は会長が指名する2名とする。

(監査)

第12条 本会に、監事を置く。

2 監事は2名とし、正副部会長、役員以外の会員の中から会長が任命し、これを総会に報告し承認を得る。

(職務)

第13条 役員、部会長及び監事の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 書記は会務を記録し、会の内外への広報などを担当する
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する
- (5) 部会長は、部を統括し運営委員会に報告する
- (6) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する
- (7) 監事は会計を監査し、総会にて報告する

(役員報酬及び旅費)

第14条 本会は、役員等に対し報酬及び旅費を支給することができる。報酬等の額は別に定めるものとする。

(任 期)

- 第15条 役員と正副部会長及び監事の任期は2年とする。但し、団体等の代表者は、その団体等の任期の期間とし、役員と正副部会長及び監事は、総会の終了までその任にあたるものとする。年度途中で選任された役員及び正副部会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。再任を妨げない。
- 2 代議員の任期は、団体等の代表者についてはその団体等の任期期間とし、団体等の代表者以外は、1年とする。年度途中で選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。再任を妨げない。

(会 議)

- 第16条 本会の会議は、総会・部会・役員会及び運営委員会とし、会長が召集する。
ただし、部会については各部会長が召集する。
総会の招集は、必要事項を示して文書で通知するものとする。
- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、代議員及び正副部会長・役員をもって構成する。
- 3 定期総会は、年1回(年度初)開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、地域計画の策定に関する事項、規約の改廃の決定に関する事項、役員の承認、その他重要な事項を審議決定する。但し、年度途中の変更等については役員会で審議決定し、運営委員会に諮る。
- 4 会長あるいは運営委員会において必要と認めたとき、又は代議員及び会員の3分の1以上の要求があったときは臨時総会を開催する。
- 5 総会の議長は、出席者よりその都度選出する。
- 6 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とし構成員は其々の総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は意見等を発言することができるが議決権は有しない。
- 7 部会、役員会及び運営委員会は、必要に応じて開催し会長及び部会長が議長を務める。

(議 決)

- 第17条 総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立し、部会、役員会及び運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立するものとし、会議の議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。ただし、可否同数の場合は議長の議決によるものとする。
- 2 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法でこれを決することができる。可否同数の場合は会長が決するものとする。

(議事録の作成と承認)

- 第18条 総会において議事録を作成するものとし、作成された議事録には、議長が指名した2名の議事録署名と議長が署名し、捺印しなければならない。

(会 計)

- 第19条 本会の運営に必要とされる経費は、会費・助成金・寄付金・市の補助金及び交付金、その他の収入をもってあてる。
- 2 本会は、会計に関する諸帳簿を備え会員による正当な理由による帳簿の閲覧の請求があつたときは、その閲覧ができるものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第21条 本会の会則の改正については、第17条の議決要件にかかわらず、総会出席者の3分の2以上の賛成による議決を必要とする。

(規則)

第22条 本会の運営に関し必要な規則は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

(内規)

第23条 本会の運営を円滑に行うため、会長は必要に応じ別途内規を定めることができる。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付則

第1条 新組織である本会の役員と各部会の正副部会長及び監事は、旧自治会の代表者（3区長で旧住民協議会副会長）と旧住民協議会運営委員で協議選出し、本人の了解を得て本会の初年度の総会に報告し承認を得るものとする。

第2条 一本化前の旧粥見住民協議会の会計及び備品等の財産、権利、規則、内規等は全て本会に引継ぎするものとする。

第3条 この会則は、令和3年5月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

松阪市と松阪市住民自治協議会連合会の協定による業務

規則の 第5条・7条関係

別記

① 行政からの連絡及び調整業務【配布・回覧・周知】

主な業務

- ・「広報まつさか」をはじめとする行政が作成した広報物の配布、回覧業務
- ・自治会の代表名及び世帯数、回覧数等の報告
- ・行政連絡事務に伴う行政情報の周知
- ・事業及び工事に関する連絡周知
- ・行政等が主催する事業への協力

② 人選に伴う推薦依頼業務【各種委員の推薦】

主な業務

- ・統計調査員の推薦
- ・民生委員・児童委員候補者の推薦
- ・投票立会人の投票区内での人選
- ・地区公民館長の推薦
- ・各種委員会の委員の推薦

③ 地域の状況調査と要望【調査・要望の取りまとめ】

主な業務

- ・地域における状況調査
- ・地区内の環境整備の取りまとめ、要望書等の作成、現地立ち合い
- ・事業及び工事に関する説明会等の取りまとめ

④ その他【共助(互助)関係】

主な業務

- ・ごみ集積所の管理及び分別指導
- ・各種募金活動協力

第2号議案

粥見住民自治協議会運営委員会委員等の選任について

役員

会長	中野 孝是	(新任・前会長代理)
副会長 粥見上郷区長	岡田 辰也	
副会長 粥見下郷区長	中村 治郎	
副会長 向粥見区長	岩男 安展	(新任)
書記	中村 豊子	
会計	中村 真子	

部会

地域振興部会長	坂田 敏一	(新任・前副会長)
同副部会長	近藤 茂	

福祉部会長	中屋 康次	(新任)
同副部会長	松倉 光生	

教育文化部会長	青木 大輔	(新任)
同副部会長	脇谷 まり恵	(新任)

自治会部会長	岡田 辰也	
同副部会長	中村 治郎	
同副部会長	岩男 安展	

監事

中谷 道久	
山本 治	

事務局 岩下 稔
岡田 通子

《お知らせ》

事務局の開局日は次のとおりです。(祝日等除く)

月・水・金 午前9時00分~12時00分

TEL 090-4264-2252

第1号報告

粥見住民自治協議会地域計画について（報告）

粥見住民自治協議会の地域計画については、旧粥見住民協議会地域計画書の文章中、「自治」・「自」のみを加筆し粥見住民自治協議会に移行することを報告します。

令和3年5月14日

粥見住民自治協議会 会長 中野 孝是

粥見住民自治協議会地域計画

～農と林、故を耕す～

はじめに

日本発の縄文時代草創期の土偶が国道 368 号バイパス工事の遺跡調査時に当地域で発見された。縄文時代の畦跡からの出土で、女性を象ったかなり小さなものであるが専門家によると五穀豊穣及び子孫繁栄を祈り神様にお供えしたといわれる。

現在当地域の農地は田、畠（ほとんどがお茶栽培の樹園地）の約 220 ha を有してはいる。昭和早期にはそのほとんどが稻作栽培が行われお茶栽培に転用する農家が増えてきた。

また、飯南地域の総面積の 8 割を占める森林から産み出される素材は旧町の財政を長期にわたり潤させてきて、繁栄期には櫛田川を利用し筏流しでその運搬を行っていたほど活気を呈していた。

つまり、農・林は当地区の社会基盤を支えてきた原点といつても過言ではない。

この、地域計画はこの「農と林、故を耕す」をコンセプトに立案した。

1 粥見住民自治協議会の概要

粥見住民自治協議会は（以下「粥見住自協」と略す。）平成 22 年 6 月、柳上、柳下、津上、津下、畠井、生辺、赤滝（以上粥見上郷 7 組）、出鹿、仲組、北出、舟戸、大溝（以上下郷 5 組）、上相津、下相津、魚瀬、本郷、波留（以上向粥見 5 組）の計 17 自治会で設立された。

戸数は、飯南地域の各住民自治協議会の中で最大の 734 戸名で（2018. 4 月現在、文書配布戸数参照）ある。

地域の中央を清流櫛田川が流れ、国道 166 号と同 368 号が交わる交通の要所である。

基幹産業の第 1 次産業として水稻、お茶の栽培が主で下郷地区には飯南地域最大の約 13 ha の圃場（主に水稻）が整備され、銘産松阪茶の樹園も構造改善事業によって整備されている。

旧町所在地として政策活動が展開され、特質すべきは「若者定住住宅の建築」として 11 戸が整備され多くの「若者」が入居していて、その利用も入退居者がうまく循環して常に満杯である。

また、地域には県立飯南高等学校があり中高一貫教育で飯南中学校との繋がりも順調に展開している。介護施設等も整備され、北出地区には「凜生園」舟戸地区には「さくら橋」柳上地区には「さくらんぼ」波留地区には「夢の元気村」が設立されて、充実した介護福祉活動が行われている。

しかしながら、当地域のような中山間地域では第 1 次産業の低迷による若者の流出が著しく高齢化も進んでいる。地域内で育った子が義務教育終了後は町外の高等学校に通学し大学に進みそのまま都会で暮らす、そういった循環がもう幾年も続いている。田舎で暮らすより便利な都会、高学歴で安定した生活…それがスローガンのように親も言う。まさに、安定した収入が得られる場所がこの地にはない。第 1 次産業で頑張る、といつても収入を得るために機械設備の投資など基盤の整備と産物を市場に反映させるためのブランド力や「売れる商品の開発」にはかなりの時間を要するのが現実である。

さらに、当会の中で自治会同士のつながりは一部の地域を除いてほとんどなく、一枚岩を目指してはいるものの単位自治会での活動に限られ、活動をさらに発展させるための障壁となっている。

このような現実への悲観はますます地域衰退を助長するだけで、何をやっても変わらない、といったネガティブな面を現在の粥見住自協地域に住む私たちが「悲観またよし」といった気概で精一杯のまちづくりに取り組む必要がある。

したがって、このような状態で地域の活力はどうしたら生み出せるのか、粥見住自協ではそのことを念頭に次のようなことにアプローチし、3区の共通理念で取り組んでいきたい。

2 このままの地域を維持しこれ以上の地域を創るためのコンセプト

粥見住自協では、粥見上郷区、粥見下郷区、向粥見区の3つの区がそれぞれ次に掲げる5つのコンセプトに基づき活動を展開し、情報交換や学習の交流を行う事により一体となった地域づくりを行っていく。

①過疎化、高齢化を支える地域の力

若者が流出し、高齢者中心の生活は止めようにも止めることはできない。

そこで、少ない人数でしかも高齢者で地域を支えていくために次のような支援を行う。

(1) 自治会の班の組織力の強化

班長の職は持ち回りで、15戸であれば15年に1度この職が回ってくる。しかし近い将来高齢者が増え、独り世帯も増えると班の自治の中心になる人がなくなり班の維持さえ困難な状況になってくる。そこで自治会で班が携わってきた行事や活動に人材を送り込むとともに財政的にも支援していく必要性がある。

(2) ふれあいサロンへの参加

自治会単位で毎月行われる「ふれあいサロン」は地域の高齢者が楽しみにしている行事で現状では社会福祉協議会が中心となってこの事業を推進している。しかし、地域とのつながりのない状況が大半を占めているので、できるだけ地域の人が高齢、若年、幼年などの域を超えて楽しめる場所とし、高齢者のもっと笑顔あふれる楽しい場としていく。

(3) 「わらない」や「わら草履」などの技術の継承と販売

高齢者が持っている「技」「伝統」「知識」を引出し、この貴重な財産を次の世代へ引き継いでもらうとともに、もちろん快諾を得なければならないが、道の駅やガソリンスタンド、粥見住自協管内であれば杉坂石油店、大杉商店、深緑茶房、サライなど店舗で販売してもらい高齢者に些少でもいいので現金収入が生じるようなシステムづくりを確立し高齢者の生きがいも合わせて目指していく。

②原点の大切さを認識し、活かす

当地区はどのように創られてきたのか、そのルーツを知り今一度その原点に立ち返り、振り返ることにより現在を見つめなおす。

特に農業は今の粥見、向粥見地区謂わんや日本の國の基礎を築いた重要な生業であり表舞台に立たせる必要がある。何もない地域というが次のような歴史やものを掘り起こすことによって将来の地域にきっと輝きを与えることとなる。

(1) 「井戸遺跡」のピーアール（売り込み）

土偶の出土場所の明示と井戸遺跡まつりの規模を拡大し、粥見住自協会員が集い楽しむ催しとする。

また、土偶まんじゅうやケーキのコンテストを行い粥見の名物とする

(2) 耕作の継続が無理な土地を活かす

耕作ができなくなった農業者と話し合い、れんげやコスモスを植え一面の花の園を造るか、道路沿いだけでもその試みを行いフラワーロードとする。また、わらびが採れる環境状態をつくりわらび狩りを行う。

また、野菜づくりなどを望んでいる人を募り、一区画 25 m²で貸して耕作不可能な農地を復活させる。農地法の制約もあるが地域が協力し合ってこの具現化に取り組む。

さらに、クラインガルテンのような流れができるよう条件整備を行っていく。

(3) 山を味わう～山師の教え～素人でできる山仕事

当地区には、山仕事が繁栄していた頃多くの山師がいたが、健在する山師も 80 歳代に達している。そこで、かつてのわが町を支えてきた林業を振り返り、だれでもできる山仕事を彼らに教えてもらい、地域の人々に山への関心をもってもらうことを目的とする。

(4) 伝統食の復活と販売

老人力にすがりグルメブーム逆行して「お粥」「おじや」「山の神寿司」「麦こがし」などの伝統食を販売しヘルシーさや地域食材を売り出すことを目的とする。これにはリバーサイド茶倉の協力が不可欠で、情報発信施設の役割を大いに發揮させる。

③人が住んで「生」を実感できるまちづくり

過疎化が進み、人口も減り、語らいも少なくなってきたと思われる地域の人々の交流をこのまま放置していいのか、朽ち果てるのを待っているだけで、いいかどうか、粥見住自協独自の切り口でこの現実を見つめなおす。

(1) 健康あふれる地域づくり

健康で、家族に負担をかけず、医療の支援を受けることなく人生を全うしたい、というのが誰もが思う究極の終末である。

しかし、「健康で長生き」を実感するには自分の体の状態をしつつが大切であり、行政が行う「特定健診」や民間の「人間ドック」を受診し、体のメンテナンスを持続していくことが大事である。

特に、特定健診の受診率が低い当地域の受診率アップをめざしていく。

(2) 健康づくりの源「ウォーキング」

歩くことは健康の基本という前提のもと、茶畠ウォーキングや森林浴ウォーキングなど地域の特色ある場所で誰もが気軽に参加できる催しを行い、元気で健康あふれる地域づくりをめざす。

(3) 高齢者世帯が増える中での共助

当地域の高齢化率は 30 %を超える状況となっており、地域コミュニティ活動も高齢者層を念頭に置いて進めいかなければならない状況になっている。

さらに、高齢者世帯が直面している普段の買い物、通院、家屋・敷地の維持管理など、生活そのものの維持に大きな課題を抱えている。

このような状況を打破するためにも、行政支援も受けながら会員相互で地域の弱者を支援していく「助け合い」を展開していく必要がある。特に、向こう 3 軒両隣といわれ久しい中、地域に「共助」の認識を啓発していく、協調性のある地域を創っていく。

(4) 環境美化活動への支援

夏の道路清掃等、地域の環境美化事業に対し支援していく。

④ 安全、安心な地域づくり

(1) 防災への備え

当地域に発生することが予想される事象（山崩れ、川の氾濫、集落の孤立、生活弱者の救済等）に、独自の災害対策を行い会員が日常、災害に対する備えを意識するよう努めていく。そのため、防災訓練などの実践訓練を行っていく。

(2) 空き家対策

防犯や防災に対する懸念のある事実上住むのが困難になった空き家の処分は、所有権の問題もあるがこれからますます増える地域の課題としてその対策を検討していくよう努める。

⑤ 伝統と文化を尊ぶ

(1) 伝統行事の継承と復活

粥見神社の「てんてん」の継承は地域にとっても数少ない伝統行事として毎春秋に催されているが、天狗、雄・雌獅子、はなかけなどその所作や踊りなどを担ってくれる若者が年々少なくなっているので、有間野住民自治協議会とも協力しながら住民自治協議会として支援体制を整えていく。また本郷組自治会の「かんこ踊り」も踊り手が不在で現在では行われておらず、この踊りを知る関係者が存在する間に復活を果たせるよう支援していく。さらに現在では行われなくなった粥見神社の「盆踊り」もお盆の帰省者には非常に待ち望まれているもので復活に向け助走する。

(2) 地区内の遺跡マップづくり

当地区内には大小さまざまな遺跡があり小学生の地理の時間でもこの遺跡でやじりなどを発掘する児童もいて、このマップを作り遺跡のまちを啓発していく。

(3) 歩いて知るふるさと

粥見住自協地域の「原点」を歩き探すことによって思いがけないものや場所が発見されることがあるので、ふるさとのいいところを知ることによって郷土、地域への愛着を再認識しさらなる3区一体化を目指す。

(4) 道具、歌、遊びなどの発掘

地域にあった農耕道具や子守唄、農作業や山仕事で歌われた歌、けんばや陣取り缶けりなどの遊びを文書化、映像化し遺す。

(5) 薬草、食べられる草さがし

化学薬品とう全盛の時代にあって、古から地域に生える薬草や食べられる草を発掘マップ化するとともに自然の中で採取できる安全性を地域の財産として情報発信する。

⑥ 喜びの分かち合い

(1) 「野上がり」ふたたび

機械化によって廃れたが、過酷な農作業の癒しを隣近所で分かち合ってきた昔があったが、野上がり饅頭（いばら饅頭）や柏餅、さわ餅などを協同してつくり食し語り合い地域の絆を深める。

(2) 赤ちゃん足型プレゼントと売り込み

現在行っている取り組みを継続しさらに、親戚、縁者に売り込むとともに、もう一手間の工夫を研究していく。

(3) 飯南体育祭の開催 全住自協で

飯南町民体育祭を復活させ、秋の一日を全会員で楽しむ。これをきっかけに粥見体育協会を設立し、今後の住民健康増進のため活動を行う。

3 活動の館の構築

目的を成就させるためのこのような活動は、従来のように振興局の会議室やコミュニティセンターをしたりしての「ヤドカリ」活動では何とも心もとなく、気軽にだれもが出入りできる粥見住自協の拠点を構築していく。そして粥見住自協の活動がこの拠点によって更なる飛躍の場としていきたい。

- ① 想定場所 振興局周辺での立地・・・かつて粥見町の中心地であった現振興局付近で異業種・地域住民等の交流が行われ情報収集を行う事が出来る場所の確保 木造平屋建
1棟 延床面積 200 m²

平成30年4月改訂

第3号議案

令和3年度粥見住民自治協議会事業計画

全国的に少子高齢化が進む中、当地域では若者と高齢者が共存できるいきいきと魅力あふれる町づくりを目指して設立当初から活動してきました。今後もこの地域が元気であり続けるために必要な「地域コミュニティ機能の大切さ」を理解いただき、この地域に誇りを持ち一体感のある町づくりのために貢献できる活動を展開していくことを目的に各事業を実施していきます。

「地域の絆を大切に こどもから大人まで、心身共に健康で安心して暮らせる事業運営」

- ・地域のコミュニケーションの推進
- ・地域の活動・地域の伝統文化継承への支援
- ・地域の自然環境保全の推進活動
- ・地域の安心、安全な意識向上への啓蒙推進・支援
- ・地域間・世代間交流の推進活動
- ・こどもから若年層への支援
- ・健康意識向上への啓蒙推進活動

1 地域振興部会

地域コミュニティの推進に、地域や団体が取り組んでいる活動に支援をしていきます。また、美しく住みよい地域とするために道路清掃や美化活動を展開していきます。

昨今の地震や大雨等の災害が何時何処で発生してもおかしくない状況の中、地元住民の防災意識の高揚に努めます。

事 業 名	時 期	対 象	備 考
地域活動支援事業	通 年	全地域	道路清掃、環境保全等への助成 後援・協賛 (桜まつり、いいなん手踊り等)
伝統行事支援事業	通 年	全地域	地域伝統行事等継承への助成
環境美化活動事業	通 年	全地域	花いっぱい運動
あんしん安全事業	通 年	全地域	防災訓練等への参加、交通安全啓発

2 福祉部会

地域の住民が交流を深め、絆を確認しながらこの地域の活性化に取り組んでいきます。地域の人々が気軽に集まって楽しく雑談、会話のできる場（機会）を設け老若男女・異世代間の交流を促進し明るく和やかな地域づくりを目指します。

事業名	時期	対象	備考
世代間交流活動事業	6月	全地域	「こどもとお年寄り」等の交流の場の提供
地域間交流事業	11月	全地域	グランドゴルフ大会開催
若者定住推進活動事業	通年	全地域	記念品(あんよスタンド)の贈呈
団体活動啓発事業	6・7月	全地域	バルーン等教室の開催
敬老活動支援事業	10月	全地域	かゆみふれあい交流会の開催

3 教育文化部

健やかで明るい地域づくりのため、活動団体の支援をします。また、関係機関とタイアップして健康教室等を実施し健康への意識向上に努めると共に、地域のこどもたちが心身ともに健やかに成長するよう地域で支えていきます。

又、公民館事業として今後は飯南町中央公民館と連携し、当地域にふさわしいものになるよう取り組んでいきます。

事業名	時期	対象	備考
健康づくり普及啓発事業	通年	全地域	団体への支援・協力・助成 関係機関等とタイアップし健康教室の開催 施設慰問
こども育成事業	通年	全地域	こども会活動への支援・助成 新入生への記念品贈呈
飯南高校支援事業	通年	飯南高校	飯南高校の活性化に向けた取組への支援・助成

4 自治会部会

安心・安全な地域づくりの一環として、各地域で取り組んでいる防犯灯の設置、老朽照明器具の交換、掲示板の設置や修繕等にも支援助成を行っていきます。又、従来から行ってきた各自治会の活動等についても支援をしていきます。

事業名	時期	対象	備考
掲示板設置助成事業	通年	自治会	掲示板設置・修繕助成
防犯灯設置助成事業	通年	自治会	防犯灯設置・取替助成

5 広報活動事業

地域の現状を理解していただけるよう広報誌「粥見住民自治協議会だより」を発行し、会員の皆さんに情報を発信するとともに、本会に対する会員の意見もお聴きしてよりよい紙面の充実をめざします。

事 業 名	時 期	対 象	備 考
広報発行	3回／年	全地域	粥見住民自治協議会だよりの発行

6 事務事業

日々の事務処理

運営委員会等の開催

各種団体等との連絡調整

研修会等への出席・参加 等

事務局開局日 月・水・金 9時00分～12時00分（祝日等除く）
(事務局連絡先) TEL: 090-4264-2252

令和3年度 粥見住民自治協議会収支予算

単位：円

科 目	前年度 予算額	本年度 予算額	比較増減	収 入 内 訳
前年度繰越金	184,683	176,397	-8,286	
市 交 付 金	1,920,000	1,868,000	-52,000	交付金 1,833,000 ふるさと納税 35,000
会 費	30,000	30,000	0	3法人会員
その他助成金	100,000	50,000	-50,000	社会福祉協議会
雑 収 入	15,317	15,603	286	黄色いレシート 預金利息等
収入合計	2,250,000	2,140,000	-110,000	

単位：円

科 目	前年度 予算額	本年度 予算額	比較増減	支 出 (事 業) 内 訳	内交付金
地域振興部会	510,000	304,000	-206,000		232,000
地域活動支援事業	230,000	193,000	-37,000	道路清掃等助成	180,000
伝統行事支援事業	50,000	68,000	18,000	春祭り等伝統行事助成	52,000
環境美化活動事業	45,000	42,000	-3,000	花いっぱい運動	0
あんしん安全事業	185,000	1,000	-184,000	科目計上	0
福祉部会	437,000	441,000	4,000		434,000
世代間交流活動事業	20,000	25,000	5,000	子どもとお年寄りのグランドゴルフ大会	25,000
地域間交流事業	30,000	35,000	5,000	老人会グランドゴルフ大会	35,000
若者定住推進活動事業	20,000	20,000	0	あんよスタンド贈呈	20,000
団体活動啓発事業	22,000	16,000	-6,000	バルーン等教室	16,000
敬老活動支援事業	345,000	345,000	0	ふれあい交流会開催	338,000
教育文化部会	160,000	160,000	0		147,000
健康づくり普及啓発事業	40,000	40,000	0	団体助成、施設慰問等	27,000
こども育成事業	50,000	50,000	0	こども会助成、新入生記念品贈呈	50,000
飯南高校支援事業	70,000	70,000	0	高校活性化取組支援	70,000
自治会部会	280,000	280,000	0		280,000
掲示板設置助成事業	20,000	20,000	0	掲示板設置等助成	20,000
防犯灯設置助成事業	260,000	260,000	0	防犯灯設置・取替助成	260,000
広報活動事業	2,000	1,000	-1,000		1,000
広報発行	2,000	1,000	-1,000	3回/年	1,000
事務事業	681,000	774,000	93,000		774,000
人件費	600,000	600,000	0	2名分	600,000
印刷製本	5,000	4,000	-1,000	用紙、インク代等	4,000
通信費	20,000	10,000	-10,000	会議通知用切手代等	10,000
会議費	8,000	8,000	0	会議用お茶等	8,000
事務消耗品	25,000	40,000	15,000	消耗品等	40,000
旅費	20,000	5,000	-15,000	会議・研修会等	5,000
備品購入費	0	100,000	100,000	プリンター(コピー機)・パソコン	100,000
雑費	3,000	7,000	4,000	労働保険料等	7,000
予備費	180,000	180,000	0	予備費	0
支出合計	2,250,000	2,140,000	-110,000		1,868,000

※予算科目に過不足が生じた場合は、適宜流用することができる。